

TECASON P

1. 製品及び会社情報

製品名；	TECASON P, TECASON P MT(着色), TECASON P VF(着色)
販売会社名；	エンズィンガー ジャパン株式会社 〒134-0086 東京都江戸川区臨海町 3 丁目 5 番 1 号
連絡先；	Tel. 03-5878-1903
製造会社名；	ENSINGER GmbH & Co. Rudolf-Diesel-Strasse 8 D-71154 Nufringen Tel. +49(0)7032/819-0

2. 危険有害性の要約

GHS 分類；	該当なし 本製品は危険性を有するものは何ら含有していない。
---------	--------------------------------------

3. 組成及び成分情報

化学成分；	ポリフェニルスルフォン (PPSU) CAS No 25608-64-4 SVHC 候補リストに該当せず 顔料、着色剤、添加剤を配合する場合あり。
-------	---

4. 応急措置

吸入した場合；	万一本製品の燃焼ガスあるいは分解ガスを吸引した場合は、保護具を使用して傷病者を危険領域から移動し、必要があれば人工呼吸を施す。医療援助を求め、医師が来るまでは身体を温め、安静にする。
皮膚に付着した場合；	万一熔融樹脂が付着した場合は、直ちに冷水で十分に時間をかけて患部を冷やす。患部の衣服を脱がす。皮膚に付着した樹脂は剥がさない。患部を殺菌された包帯で覆い、医師の手当てを受ける。
目に入った場合；	万一破片等が目に入った場合は、擦らずに直ちに十分な水で眼を洗浄する。医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤；	水、泡、粉末、炭酸ガス
不適切な消火剤；	特になし
消火を行う者の保護具；	呼吸用保護具の着用
備考；	本製品は非常に着火しにくい。燃焼の際は徐々に炭化し、外からの加熱なくしては燃焼し続けない。熱分解に伴い有毒ガスと蒸気が発生する。消火に使用された水及び火災残渣は収集すること。法律に従って消化剤は一定の管理下に置き、消火水は廃棄すること。

6. 漏出時の措置

環境面での予防措置；	切削屑を含む廃液を下水に流す前に、それら切削屑を機械的に分離・回収すること。
回収方法；	金網等による分別回収。

TECASON P

7 取扱い及び保管上の注意

7.1 取扱い

一般的な注意事項；	不適切な切削加工によるオーバーヒートを避けること。 切削粉の発生を避けること。
技術的対策；	切削加工において 8 項を達成するために、局所排気及び換気を推奨する。また、粉塵が発生する場所では静電気の防止対策が必須である。

7.2 保管

一般的な注意事項；	防災のための適切な社内規則の整備。
特別要求事項；	なし

8 暴露防止及び保護措置

切削加工時の粉塵管理値；	一般的な粉塵の限界値。 吸入可能粉塵：10 mg/m ³ 呼吸性粉塵：6 mg/m ³
暴露防止措置；	良好な換気を確保すること
呼吸器の保護具；	マスク等の使用(DIN EN 143)
眼の保護具；	側板付き普通眼鏡もしくはゴーグル型保護眼鏡の使用(DIN EN 166)
皮膚の保護具；	保護クリームの使用
衛生対策；	一般的な工業衛生法規を満たしているかを監視する。 作業休憩もしくは終了後は手を洗う。 作業場で飲食、喫煙をしてはならない。

9. 物理的及び化学的性質

形状；	固体 (素形材もしくは切削加工製品)	
色；	種々、着色剤により色が決まる。	
臭い；	無臭	
密度 (20 ° C)；	1,29 g/cm ³	
ガラス転移点；	220 ° C	DIN 53765
分解温度；	> 450 ° C	DIN 53765-D-10
発火点；	> 550 ° C	
爆発限界	なし	
溶解性 (20 ° C)；	水に不溶	

10. 安定性及び反応性

避けるべき条件；	温度 > 450 ° C (熱分解開始)
避けるべき材料；	なし
危険有害な分解生成物；	炭化と不完全燃焼に伴い有毒ガスが発生する。大半は二酸化炭素、一酸化炭素、二酸化硫黄、三酸化硫黄である。さらにフェノール、芳香族スルホン酸が生成する可能性があり、微量の金属酸化物上記が生成することもある。
その他；	なし

TECASON P

11. 有害性情報

適切に使用し法規に従う限りにおいては健康に対して何ら危険なことはない。
溶融樹脂に触れるとやけどする。
切削加工時に切削粉により皮膚・呼吸器及び目の炎症を生じる場合がある。規則通りに行えば繊維を吸入する場合はほとんどない。

12. 環境影響情報

水に溶けないため、ろ過あるいは沈殿により分別できる。

13. 廃棄上の注意

不純物を含んでいないものはリサイクルできる。
もし再利用できないものであれば廃棄物は法規に従って処分する。産業廃棄物として安定型処分場に埋設するか、適法な焼却場での焼却処理をする。
不純物を含まないものの廃棄物コード No. (European waste catalogue) : 20 01 39

14. 輸送上の注意

輸送関係法規上の危険物には分類されていない。

15. 適用法令

該当なし

16. その他の情報

ここに記載した内容は現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものであり、いかなる保証もするものではない。現在の法律、規則に準拠しているかどうかを保証するのは製品使用者の責任である。
